

令和8年度第1回公益通報委員会 議事概要

1 日 時 令和8年4月30日(木) 9:30~10:30

2 場 所 3号館7階会議室(オンライン併用)

3 出席委員

(敬称略、五十音順)

氏 名	役 職 名 等
岸 敏幸	兵庫県経営者協会専務理事
西野 百合子	弁護士
日野 勝吾	淑徳大学 副学長・コミュニティ政策学部教授
細川 明子	公認会計士

※ 細川委員はオンライン出席

4 議 事

(1) 報告事項

- ① 委員改選と役割の見直し……………資料1
- ② 実施要綱に基づくモニタリング……………資料2
- ③ 令和7年度モニタリング結果の公表等……………資料3

(主な意見等)

- 全国的にみても、通報件数がほとんどない自治体もある中で、通報件数が多い。事務局が丁寧に精査・対応をしている。
- 所管外の窓口の通報事案であり、不受理案件であっても、通報者の意図を尊重し、関係部局との情報共有を適切に行う必要がある。
- 匿名通報に対する調査結果のフィードバックについて、連絡手段がある場合は、個別に行い、連絡手段がない場合は、概要の公表による対応でよいのではないか。
- 県教育委員会や県警など、他の窓口の事案が知事部局に寄せられるケースが多いため、県全体で制度の周知をより丁寧に進める必要がある。
- 「相談」「情報提供」の区分や「通報」の定義について、所管課に正しく認識してもらう必要がある。制度理解の促進にあたっては、法や法定指針に基づく周知・啓発により適切に対応していく必要がある。
- ウェブフォームによる通報の受付は非常に有効であるが、通報事案に関しては、情報セキュリティ対策の徹底を図ってほしい。
- 是正措置後の実効性確保や通報者へのフォローアップについても検討されたい。公益通報事案が適切に対応されているかを事後的に確認する必要がある。
- 連絡先不明かつ匿名での通報における調査の限界について、Q&A 等で丁寧に説明する必要がある。

(2) 協議事項

① 令和8年度実施計画……………資料4

(主な意見等)

- 全国的に見ても、制度内容が法定指針の内容を超える手厚い内容となっており、実施計画に掲げる取組を進めることで、制度改善への対応がより充足する。
- 職員アンケートやモニタリングは有効であるが、事務局のマンパワー不足や事務負担も考慮し、実施頻度や手法のバランスは慎重に検討されたい。
- モニタリング開始当初は職員も注目すると思うが、時間経過とともに職員の意識が薄れやすいため、継続的にHP等による周知・情報更新を行い、職員の目に触れ続けるような仕組みづくりが重要である。
- 職員アンケートの内容は、初回から制度改善の内容を聴取するよりも、「制度周知の状況(制度の浸透度)」の把握を主な目的とするのが望ましいのではないか。また、アンケートに関しては、通報等の受付と混同されないように工夫する必要がある。
- 職員アンケートの設計は、制度改善につながる「実効性のある設計」が重要であるため、実施方法等は工夫を求める。
- 職員アンケートの実施時期は、できるだけ早期に、簡易な設問から実施されたい。
- 制度改善の効果検証として、通報者への聞き取り調査は有益ではないか。
- 研修は単発ではなく、定期的・継続的に実施することが重要であり、動画活用も有効である。職場単位での視聴時間の設定など、受講確保の工夫も図ってほしい。

(制度改善の方向性)

- 職員向けアンケートの実施にあたっては、庁内通知システムを活用し、webフォームによる匿名回答とし、職員が回答しやすい形式とする。委員の意見を踏まえ、まずは制度の浸透度を把握するため、3～4問程度の設問を検討する。
- 公益通報対応業務従事者等に対する研修を実施し、制度理解の促進を行う。研修に関しては録画を行い、研修に参加できなかった者に対するアーカイブ配信を行い、公益通報事案への適切な対応につなげる。
- 連絡先不明かつ匿名での通報における調査の限界について、Q&A等で説明するとともに、知事部局以外の窓口と連携し、適切な窓口につなげることができるよう、制度理解の促進を行う。
- 各通報事案の情報については、セキュリティ確保の徹底を図るとともに、通報者保護の観点から、範囲外共有の徹底を図る。
- 是正措置後のフォローアップを行うため、通報者への聴取方法などを検討する。
- 今後においても、庁内ポータルサイトを活用し、公益通報制度に関する情報を継続的に発信する。
- 委員会の意見を踏まえ、実施計画に反映し、次回委員会で進捗等を報告する。